

第31回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和8年2月5日（木）午後1時30分より、第31回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

第3号議案 特定農地貸付けの変更承認について

第4号議案 非農地通知の決定について

第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

（出席委員）

2番 徳田 明子	3番 中林 和夫	4番 藤井 武雄	5番 山崎 省吾
6番 井内 英樹	7番 佐原 敏	9番 辻 四一郎	10番 吉田 利一
11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	13番 清水 幹央	14番 寺川 勝之

（欠席委員）

1番 欠員	8番 中西 秀友
-------	----------

（農地利用最適化推進委員）

村田 昇造	中井 正樹	水谷 修	北村 嘉朗
-------	-------	------	-------

（事務局）

澤田 局長	稲垣 次長	清水（囑託）	村田（囑託）	北岡（囑託）
-------	-------	--------	--------	--------

	(午後１時３０分 開会)
局 長	定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。 本日の定例総会に中西委員から欠席の届がなされております。 本日の定例総会は在任委員１３名の内、出席委員は１２名であり、「農業委員会等に関する法律第２７条第３項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、議事進行につきまして、吉田会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、ただ今から、第３１回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の議事録署名委員は、中林委員、藤井委員のお二人にお願いいたします。 現地調査委員につきましては、山崎委員と井内委員のお二人でした。ご苦勞様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。 それでは、「第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請に係る承認について」一括して２件をご説明申し上げます。 本議案につきましては、同一人への所有権移転となります。譲渡理由につきましては、番号１は会社勤めにより、番号２は高齢によりそれぞれ営農が困難とされております。また、譲受理由は営農規模の拡大のためとされており、営農計画では野菜類を栽培される予定となっております。 農地法第３条第２項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。 以上です。
議 長	続きまして、山崎委員より現地調査の報告をお願いします。
山崎委員	報告します。去る１月２３日、事務局の案内で井内委員と現地調査に行っていました。 番号１の槇島町●●●●、並びに番号２の槇島町●●●●及び●●の利用状況につきましては、現況は畑で、きれいに耕起されておりました。

	以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 当該地は農用地でしたか。
局 長	そうです。
議 長	他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に「第２号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第２号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」一括して４件をご説明申し上げます。 番号１については、中間管理事業による利用権設定の更新で、期間は令和１３年３月３１日までの５年間です。 番号２については、中間管理事業の売買特例を活用した所有権移転で、水稻を栽培される予定です。 番号３については、新規の利用権設定で期間は５年間、水稻を栽培される予定です。 番号４については、手続きの関係で新規扱いとなっていますが、令和７年１１月２４日まで当該借人に対し利用権設定がされており、実質的には更新です。期間は３年間です。 いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号の全部効率利用要件及び常時従事要件については、問題が無いことを確認しております。

議 長	す。 以上です。 続きまして、山崎委員より現地調査の報告をお願いします。
山崎委員	報告します。去る 1 月 2 3 日、事務局の案内で井内委員と現地調査に行っていました。 番号 1 の槇島町●●●●の利用状況につきましては、現況は畑で、ブロッコリーや白菜、ネギなどの野菜が作付けされていました。槇島町●●●●及び●●の利用状況につきましては、現況は田で、水稻の刈り取り後でした。 番号 2 の槇島町●●●●及び●●の利用状況につきましては、現況は田で、水稻の刈り取り後でした。 番号 3 の槇島町●●●●の利用状況につきましては、現況は田で、水稻の刈り取り後でした。伊勢田町●●●●の利用状況につきましては、現況は田で、耕起されていました。 番号 4 の伊勢田町●●●●の利用状況につきましては、現況は田で、草刈りをして適正に管理されていました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第 2 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」は、「意見なし」として回答することといたします。 次に「第 3 号議案 特定農地貸付けの変更承認について」を議題といたします。事務局より説明願います。
局 長	それでは、「第 3 号議案 特定農地貸付けの変更承認について」をご説明申し上げます。 本件については、●●用として市が借り受けている土地の表示上の面積について、分筆に伴い再測量した結果、修正があったものです。

	当該●●については、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、平成7年9月21日付で本委員会の承認を得て開設されております。同法施行令では、面積の変更は、軽微な変更にあらず、農業委員会の承認が必要とされております。 第3号議案の次のページに補足資料を添付しております。●●から●●が分筆されておりますが、市が借り受けている土地の範囲に変更がある訳ではありません。 以上です。
議 長	続きまして、井内委員より現地調査の報告をお願いします。
井内委員	報告します。去る1月23日、事務局の案内で山崎委員と現地調査に行っていました。 番号1の伊勢田町●●●●の利用状況につきましては、通路でした。伊勢田町●●●●及び●●の利用状況につきましては、現況は畑で、貸農園として運営されておりました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 地元の今村委員、いかがですか。
今村委員	現地は利用状況調査で毎年確認しております。通路があったことは知りませんでした。
議 長	他所に住んでいる人は見に行かないような場所ですね。
今村委員	そうですね。近隣の駐車場から川越しに確認できますが、そこからだと通路は見えません。
藤井委員	使用期間の定めはありますか。
局 長	契約書によりますと、令和10年3月31日を終期とされています。自動更新の規定がございまして、双方の同意の下、更に1年、期間を延長することとなっております。

議 長	他所の●●も利用料は3, 600円なんですか。それとも、場所によって違うのでしょうか。
局 長	要綱で決まっておりますので、同額です。
議 長	その利用料は、地権者に納めるんですか。
局 長	市に納めます。
中林委員	自転車置場はないんですか。
局 長	本件で自転車置場がどこにあるかは確認しておりませんが、今回の通路部分も借りられているように、耕作に当たらない土地を市が借り受けているケースはあると思われます。
中林委員	自転車や車を農道に駐車していくケースがうちの地域でもありますので、徹底してもらわなければいけないと思います。
議 長	この頃は少ないですが、うちの地域でもありました。道具を持ってこようと思ったら車で来ないと仕方ないのは分かりますが、狭い農道に駐車されてしまうとバイクも通れません。 他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第3号議案 特定農地貸付けの変更承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に「第4号議案 非農地通知の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	それでは、「第4号議案 非農地通知の決定について」一括して4件をご説明申し上げます。 本議案につきましては、農地利用状況調査の中で、再生が困難と判定していた農地のうち、東笠取地区における非農地判定のための現地調査を令和8年1月1

	3日に農地部会委員及び当番の東宇治地域委員、担当推進委員、事務局職員が同行し実施して参りました。 違反転用の疑いで指導対象と判断したものは含まれておりません。非農地決定の対象は、5筆、1, 536㎡、うち農用地区域は2筆、422㎡となっております。 以上です。
議 長	説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
水谷推進委員	番号4については、相続で名義が変わっていると思います。
局 長	まだ事務局に届けは出ておりませんので、相続登記までされているかどうかは分かりません。
水谷推進委員	手続き上、審議はこのままで良いと思いますが変わっていたら変更して通知しないといけないんじゃないでしょうか。
局 長	調査の際に登記簿を取っております。今日現在は分かりませんが、その時点ではまだ名義が変わっておりませんでした。
議 長	他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第4号議案 非農地通知の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。
局 長	それでは、はじめに「第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。 本件につきましては、露天駐車場20台分を整備するための転用で、隣接農地はありません。 農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第10条第2項の

議 長 議 長	規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 続きまして「第２号報告 農地法第１８条第６項の規定による通知について」２件をご説明申し上げます。 いずれも農地法第３条に基づく同一の借人との賃貸借ですが、本年１月７日付で合意解約されたことから、農地法第１８条第６項の規定に基づき本委員会に通知があったものです。 以上です。 事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。 なしの声 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。 なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。
-----------------------	---

(午後1時47分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____